

過年度収納情報管理システム管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市市民部国保年金課の過年度収納情報管理システムの管理運営について必要な事項を定めることにより、データ保護の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機器 賃貸借契約に記載のあるサーバ、専用端末、ファイアウォール等をいう。
- (2) サーバ 過年度収納情報管理システムのデータベースを保持し、専用端末からの要求に応じてデータを専用端末の画面に表示し、また専用端末からのデータの入力を受け付けてデータベースを更新する電子計算機およびその管理用端末をいう。
- (3) 専用端末 操作によりサーバにアクセスし、画面にデータを表示し、またサーバにデータの入力を行う専用のパーソナルコンピュータをいう。なお専用端末内にはデータを保存しない。
- (4) ファイアウォール 過年度収納情報管理システムのネットワークとマイナンバー系ネットワークの境界に設置され、許可のない通信を遮断するネットワーク機器をいう。
- (5) LAN ホストコンピュータのLANに、ファイアウォールを挟んで専用端末側LAN、サーバ側LANを接続したものをいう。
- (6) データ 市民部国保年金課が保有する過年度の国民健康保険料収納情報のうち、サーバのデータベースに情報が保持されているもの、および専用端末等からサーバのデータベースに入力作業中のものをいう。
- (7) 操作者 専用端末を操作する職員をいう。
- (8) 通常保守 賃貸借契約の中で実施される保守作業のうち、別途費用の発生しない保守をいう。

(データの内容)

第3条 データの内容は別表1に定める。

(業務所管課)

第4条 システムの業務所管課は市民部国保年金課収納担当とする。

(データ保護責任者および端末管理責任者)

第5条 データ保護責任者および端末管理責任者は市民部保険料収納担当課長とする。

(操作者の責務)

第6条 操作者は職務上の守秘義務を堅守するとともに、システムの安定した運用に努めなければならない。

2 操作者は、端末ソフトウェアからサーバにログインするためのIDとパスワードを外部に漏洩してはならない。

(サーバのオペレーション)

第7条 サーバは特段の操作をせずに自動で動作するものとする。

2 賃貸借契約に基づくサーバの保守点検および異常発生時の対応の場合には、賃貸借契約締結業者の技術員がサーバの操作を行うものとする。

(サーバの設置場所と保安体制)

第8条 サーバは、賃貸借契約締結業者の重要機能室に設置されたコンピュータ内の仮想サーバとすることにより、外部からの侵入から保護するとともに、無停電電源装置により停電時にも安全に停止できるようにする。

2 サーバは、LANに接続するために必要なセキュリティ対策を講じなければならない。

3 データ損壊時の復旧作業に資するため、1日に1回程度サーバの全データのバックアップを行い、1週間程度保管するものとする。

(サーバの運用時間)

第9条 サーバは原則として24時間連続稼働するものとする。

2 賃貸借契約に基づくサーバの保守点検および異常発生時には、賃貸借契約締結業者の技術員の判断でサーバの運用を停止できるものとする。

3 前項の場合、賃貸借契約締結業者の技術員は、サーバの運用を停止する前に可能な範囲でデータ保護責任者に連絡するものとする。運用停止前に連絡がつかなかった場合は、運用停止後速やかにデータ保護責任者に報告するものとする。

- 4 仮想サーバを保持したコンピュータおよび重要機能室の管理のために必要な場合、賃貸借締結業者はデータ保護責任者にサーバの運用の停止を協議することができる。
- 5 前項の協議を受けたデータ保護責任者は、業務に支障がないよう計画的なサーバの停止と起動を依頼しなければならない。
- 6 前項の依頼を受けた賃貸借締結業者は、通常の保守で対応可能な範囲でサーバの停止と起動を実施するものとする。

(専用端末のオペレーション)

第10条 専用端末のオペレーションは、端末管理責任者に指名された操作者が行うものとする。

- 2 専用端末のオペレーションは、端末ソフトウェアからサーバにログインするためのIDとパスワードおよび生体認証によりアクセス制限を行うものとする。
- 3 賃貸借契約に基づく専用端末の保守点検および異常発生時の対応については、賃貸借契約締結業者の技術員が専用端末の操作を行うものとする。

(専用端末の保安体制)

第11条 専用端末は、ウィルス対策ソフトの導入、生体認証の導入等、LANに接続するために必要なセキュリティ対策を講じなければならない。

- 2 専用端末が一定時間操作を受付けない場合スクリーンセーバーを起動し、操作者不在時の不正な閲覧を防止するものとする。また、スクリーンセーバーの解除には生体認証が必要なものとする。
- 3 操作者が保存されているデータおよび専用端末画面のハードコピーを印刷した場合は、印刷物を厳重に管理し、使用後は直ちに裁断し廃棄するものとする。

(機器の保守)

第12条 操作者がサーバまたは専用端末の異常を認識した場合は、データ保護責任者に報告のうえ賃貸借契約締結業者に連絡し調査を依頼するものとする。

- 2 前項の依頼を受けた賃貸借契約締結業者は、技術員を派遣して通常の保守で対応可能な範囲で保守作業を実施し、その結果をデータ保護責任者に報告するものとする。
- 3 保守点検等の際に通常の保守で対応可能な範囲で修理等を必要とする場合、賃貸借業者は自らの判断で修理等を実施することができるものとし、その結果をデータ

保護責任者に報告するものとする。

- 4 機器の故障等により通常の保守の範疇を超えた修理等を必要とする場合、賃貸借契約締結業者は修理を実施する前にデータ保護責任者に報告し、対応を協議するものとする。

(サーバ停電時の対応)

第13条 無停電電源装置の能力を超える時間の停電が計画される場合、賃貸借締結業者は事前にデータ保護管理者と対応を協議し、計画的なサーバの停止と起動を通常の保守で対応可能な範囲で実施しなければならない。

- 2 計画されていない長時間の停電が発生した場合は、賃貸借締結業者は独自の判断でサーバの停止と復電後の起動作業を実施することができるものとし、その結果をデータ保護責任者に報告するものとする。

(機器構成変更時の措置)

第14条 データ保護責任者はサーバや専用端末の増設、撤去等の変更を予定する場合には総務部情報システム課長と事前に協議し、変更の許可を得なければならない。

- 2 通常の運用における専用端末等のLANへの接続、接続解除は前項の協議の対象としないものとする。

(事故発生時の措置)

第15条 データ保護責任者は、重大な事故が発生したときは、データ保護管理者に速やかに報告しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和2年（2020年）1月1日から施行する。

別表 1

項番	項目名
1	納付義務者氏名
2	納付義務者住所
3	納付義務者宛名番号
4	賦課年度
5	科目
6	通知書番号
7	年賦課額
8	年収納額
9	会計年度
10	異動年月日
11	最終賦課変更日
12	徴収区分
13	月別
14	賦課額
15	納付区分
16	収納額
17	未過納額
18	督促手数料収納額
19	延滞金収納額
20	収納年月日
21	バッチ番号
22	納期限
23	督促フラグ
24	還付処理番号
25	処分事由
26	処分年月日
27	履歴番号

28	賦課変更日
29	備考
30	入力者
31	還付日